

岩沼市特定事業主行動計画の実施状況報告書

(公表：令和5年3月31日)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項及び第21条並びに次世代育成支援対策推進法第19条第5項の規定に基づき、令和4年度の実施状況について、次のとおり公表します。

1 目的

仕事と子育ての両立について職員が理解し、また、女性職員の個性と能力が十分に発揮されるよう協力し合う職場環境を目指す。

2 次世代育成支援対策の推進について

(1) 主な取組内容

- ・育児休業中職員と適宜連絡をとり、円滑な職場復帰に配慮した。
- ・所属長への啓発等を通じ、計画的な年次休暇等の取得や時間外勤務の縮減に取り組み、ワークライフバランスへの配慮を行った。

(2) 達成状況

- ・男性職員の育児休業取得率・・・ 57.1%
- ・女性職員の育児休業取得率・・・ 100%
- ・男性職員の配偶者出産時の休暇取得率・・・ 57.1%

3 女性職員の活躍の推進について

(1) 主な取組内容

- ・各種研修に女性職員を派遣し、将来管理的地位にある役職を担える女性職員の育成（能力開発及び人材育成）を図った。
- ・所属長への啓発等を通じ、計画的な年次休暇の取得や時間外勤務の縮減に取り組み、男性職員も育児参加のための休暇等を積極的に取得できる職場環境の整備に努め、ワークライフバランスへの配慮を行った。

(2) 達成状況

各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

【前提：令和4年4月1日を基準日として算出（労務職員を除く。）】

		7級	6級	5級～4級	3級	2級～1級	計
男性職員	人数(人)	7	21	29	41	54	152
	割合(%)	2.2	6.6	9.2	13.0	17.1	48.1
女性職員	人数(人)	0	5	17	54	88	164
	割合(%)	0	1.6	5.4	17.1	27.8	51.9
計(人)		7	26	46	95	142	316

※全体で100%になるよう小数点以下を調整している。

- 現状：職員全体の年齢構成によるものも大きいと考えられるが、7級職から4級職までにおいては、女性職員の占める割合が低い。一方、3級以下の若年層においては、女性職員の占める割合の方が高い。

管理職職員に占める女性職員の割合

【前提：令和4年4月1日を基準日として算出】

- 現状：管理職（ここでは、管理職手当対象者と定義する。）の割合は、対象者37人中、男性28人（75.7%）、女性9人（24.3%）である。なお、女性管理職9人の内訳は、課長職5人、保育所長3人、児童館長1人である。

採用した職員に占める女性職員の割合

- 現状：令和4年4月1日採用の新規採用職員のうち、53.3%が女性職員である。

男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

【前提：令和4年度中の取得職員を対象として算出】

- 現状：女性職員の取得率は100%で、平均取得期間は1年超となっている。男性職員の取得率は57.1%（前年度（令和3年度）は、10%）

男性職員の配偶者出産時の休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

【前提：令和4年度中に出生児のあった職員を対象として算出】

配偶者出産時の休暇の取得者：4人

育児参加のための休暇取得者：4人

- 現状：令和4年度における男性職員の配偶者出産時の休暇取得率は57.1%であり、取得平均取得日数は1.75日間（最大2日間）であった。また、育児参加のための休暇取得の平均日数は4日であった。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：岩沼市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.2%
全職員	74.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	役職該当の女性職員なし
本庁課長相当職	95.4%
本庁課長補佐相当職	101.7%
本庁係長相当職	95.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.1%
31～35年	84.3%
26～30年	86.6%
21～25年	85.2%
16～20年	91.0%
11～15年	83.6%
6～10年	83.3%
1～5年	75.6%

【説明欄】

--

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。